

令和6年能登半島地震に係る自動車税（環境性能割・種別割）の軽減措置について

災害で被害を受けられた方には、岡山又は倉敷ナンバーの被災した自動車等に係る税について、次のような措置がありますのでご相談ください。

○自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の軽減措置

（下欄のいずれにも要件が該当する場合は、どちらか一方のみ申請できます。）

<p>㊦ 被災自動車を廃車にして 代替自動車を取得する場合</p>	<p>㊧ 被災自動車を廃車にして 代替自動車を取得しない場合</p>	
<p>災害の日から1年を経過する日までに取得した代替自動車の自動車税環境性能割等について、被災自動車の被災直前の残価額に相当する税額を減免します。</p> <p>※被災自動車の残価額が千円未満の場合や、代替自動車に自動車税環境性能割等がかからない場合は、申請不要です。</p> <p>〈必要書類〉</p> <p>①減免申請書(様式1^(※1))</p> <p>②被災自動車の「り災(被災)証明書^(※2)」</p> <p>③被災自動車の抹消登録を証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車：登録事項等証明書等(写し可) ・軽自動車：検査記録事項等証明書等(写し可) <p>④③抹消登録できない場合は、抹消できない旨の申立書(様式2)及び被災自動車の自動車検査証^(※3)(写し可)</p> <p>⑤代替自動車の自動車検査証(写し可)</p> <p>〈申請期限〉令和7年1月6日(月)</p>	<p>取得直後(1月以内)の被災自動車を廃車にする場合</p>	<p>その他</p>
<p>《お問い合わせ先》(受付時間：平日8：30～17：15)</p> <p>備前県民局税務部課税課自動車審査班 〒701-1133 岡山市北区富吉5301-8 ☎(086)286-8770</p>	<p>取得日から1か月以内(令和5年12月1日～令和6年1月1日の間)に取得した自動車が被災した場合は、被災自動車の取得時に納付した自動車税環境性能割等全額を減免します。</p> <p>〈必要書類〉</p> <p>左欄の①～④と同じ</p> <p>〈申請期限〉令和6年6月3日(月)</p>	<p>軽減対象外</p>

○自動車税種別割の軽減措置

（軽自動車税種別割については、市町村へお問い合わせください。）

<p>被災自動車を廃車にした場合</p>	<p>㊨ 被災して運行できなかった自動車を引き続き使用する場合</p>												
<p>被災自動車の自動車税種別割について、災害のあった日の属する翌月から抹消登録の日の属する月までの月割額を減額、還付します。</p> <p>※令和6年1月中旬に被災自動車の抹消登録を済ませた場合は申請不要で、令和5年度の自動車税種別割の月割額(令和6年2、3月分)を減額・還付します。</p> <p>〈必要書類〉</p> <p>①自動車税種別割減額申立書(様式3)</p> <p>②被災自動車の「り災(被災)証明書^(※2)」</p> <p>③被災自動車の抹消登録を証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録事項等証明書等(写し可) <p>④③抹消登録できない場合は、抹消できない旨の申立書(様式2)及び被災自動車の自動車検査証^(※3)(写し可)</p> <p>〈申請期限〉令和7年1月6日(月)</p>	<p>自動車又は道路等の損傷により、自動車を運行することができなかった期間に対応する税額を月割で減免します。</p> <p>なお、期間が30日未満の場合は減免の対象となりません。</p> <p>〈必要書類〉</p> <p>①減額申請書(様式1)</p> <p>②被災自動車の「り災(被災)証明書^(※2)」</p> <p>③被災自動車の自動車検査証^(※3)(写し可)</p> <p>④長期の間運行できなかったことが分かるもの</p> <p>(※自動車を修理した場合の領収書や見積書等)</p> <p>〈申請期限〉令和7年1月6日(月)</p>												
<p>《お問い合わせ先》(受付時間：平日8：30～17：15)</p> <table border="0"> <tr> <td>備前県民局税務部課税課自動車課税班</td> <td>〒700-8604</td> <td>岡山市北区弓之町6-1</td> <td>☎(086)233-9844</td> </tr> <tr> <td>備中県民局税務部課税課自動車課税班</td> <td>〒710-8530</td> <td>倉敷市羽島1083</td> <td>☎(086)434-7071</td> </tr> <tr> <td>美作県民局税務部課税課事業課税班</td> <td>〒708-8506</td> <td>津山市山下53</td> <td>☎(0868)23-1272</td> </tr> </table>		備前県民局税務部課税課自動車課税班	〒700-8604	岡山市北区弓之町6-1	☎(086)233-9844	備中県民局税務部課税課自動車課税班	〒710-8530	倉敷市羽島1083	☎(086)434-7071	美作県民局税務部課税課事業課税班	〒708-8506	津山市山下53	☎(0868)23-1272
備前県民局税務部課税課自動車課税班	〒700-8604	岡山市北区弓之町6-1	☎(086)233-9844										
備中県民局税務部課税課自動車課税班	〒710-8530	倉敷市羽島1083	☎(086)434-7071										
美作県民局税務部課税課事業課税班	〒708-8506	津山市山下53	☎(0868)23-1272										

※1 様式1は、普通自動車用と軽自動車用があります。減免を申請する車種に応じて使用してください

※2 **被災自動車のプレート番号が記載されたもの**。市町村で発行を受けてください。

※3 令和4年12月以前に交付された自動車検査証又は自動車検査証記録事項

軽減措置 Q & A

Q 1 被災自動車1台につき、代替自動車の自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割（以下、環境性能割等という）の軽減措置は、何台まで受けることができますか。

A 1 被災自動車1台につき1台までです。

また、被災自動車と代替自動車の用途（自家用・営業用）及び所有者（納税義務者）が原則、一致している必要があります。

Q 2 1人で複数台数の被災自動車を所有していますが、軽減措置を受ける台数に制限はありますか。

A 2 被災自動車1台ごとに要件を満たせば、台数の制限はありません。

Q 3 取得直後に被災した自動車を廃止し、環境性能割等の減免を受けましたが、その後、代替自動車を取得しました。改めて代替自動車の環境性能割等の減免を受けることはできますか。

A 3 受けることはできません。反対も同様で、代替自動車の環境性能割等の減免を受けた後、被災自動車の環境性能割等の減免を受けることはできません。

Q 4 被災自動車の所有者（納税義務者）と代替自動車の所有者（納税義務者）は同じでないと軽減措置は受けられないのですか。

A 4 原則、所有者（納税義務者）は同一である必要があります。被災した自動車を修繕して引き続き使用する場合も、被災した時点から自動車の所有者（納税義務者）が変わっている場合は、軽減措置の適用はありません。

ただし、所有者（納税義務者）が亡くなられた場合の相続人の方については対象となります。その場合は、戸籍謄本など相続人であることを証する書類を申請時に他の書類と併せてご提出ください。

なお、所有者（納税義務者）には、所有権留保付き売買（割賦販売）により取得した自動車の使用者（買主）も含まれます。

Q 5 令和5年度の途中に名義変更で取得した自動車が被災しました。令和5年度分の納税義務者ではありませんが、自動車税種別割の軽減措置を受けることはできますか。

A 5 令和5年度の自動車税種別割の納税義務者ではないため、令和5年度分自動車税種別割の軽減措置は受けることはできません。

令和6年度分は、納税義務者であれば軽減措置を受けることができます。

Q 6 どこへ申請書類を提出すればよいのでしょうか。

A 6 表面記載のお問い合わせ先へご提出ください。郵送でも受け付けております。

Q 7 還付金はどのように受け取るのでしょうか。

A 7 還付金は、口座振替によりお返しします。「岡山県税還付金口座振替申出書」のご提出（電子申請又は郵送）により、還付金受取口座をお申し出ください。当該申出書のご提出がない場合は、岡山県内の中国銀行本支店の窓口でのお受け取りとなります。

なお、すでに岡山県税の口座振替納付をご利用の方は、引き落とし口座へ返金するため、当該申出書の提出は必要ありません。

詳細は、こちらをご確認ください。

(<https://www.pref.okayama.jp/page/329173.html>)



岡山県税務課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/page/896433.html>) から申請用紙をダウンロードできます。



ご不明な点等ございましたら、表面のお問い合わせ先までご連絡ください。

岡山県総務部税務課 間税・自動車課税班
☎ (086) 226-7244